

## 認知症になったら…今から備え

2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されています。本人の判断力がなくなると、家族でも法律的にできなくなることが出てきます。「認知症になったらどうしよう」。近くに頼れる家族がいない方にとっても、いる方にとっても、心配な問題です。今回の「基礎からわかる」では、こうした不安を解消する任意後見制度について解説します。



### 介護と後見はどう違う？

高齢者は、自分の生活の中で様々な行動や判断をしています。その中には①食事、着替え、入浴、服薬、日用品や食材の購入②財産の管理、預貯金の引き出し、介護サービスや入院の契約—などがあります。

認知症になって判断力が衰えると、要介護認定を受けて、介護サービスを利用することができます。しかし、介護サービスで生活上必要なことすべてをカバーしているわけではありません。支援してくれるのは、

食事など①のことです。一方、財産管理など②のことを代理でやってくれるのが後見人です。②には本人の意思表示が必要です。判断力がなくなると、後見制度を使わなければ、家族でも代行できません。老後の安心のためには、介護と後見の両方の制度が必要になってくるのです。

### 任意後見はどんな制度？

#### 任意後見制度のポイント

- 後見人や委任内容を自分で決められる
- 判断力があるうちに公正証書で契約する
- 監督人が選任された後に契約が発効する
- 生前の事務から死後事務まで頼める

後見制度には、任意後見と法定後見の2つのタイプがあります。大まかに言うと、「認知症になったらどうしよう」という不安に対応するのが任意後見、認知症になって困った時に選ぶのが法定後見です。

任意後見では、判断力がしっかりしている内に、だれを後見人にし、なにを代理でやってもらうか自分で決めて、契約しておきます。そして、判断力が十分では

なくなった時、契約していた事をやってもらいます。契約によって代理権を与えるのが任意後見の最大の特徴です。法定後見で代理権を与えるのは法律です。任意後見では、法定後見と違って、後見人に知らない人になることはありません。また、代理権を、自分の望む範囲に設定できます。一方、任意後見人には、法定後見人と違って同意権・取消権はなく、本人が後

#### 任意後見人の代理権(例)

- 預貯金の管理、払戻し
- 不動産の管理・処分
- 年金などの受け取り
- 税金や公共料金の支払い
- 要介護認定の申請
- 介護サービスの契約
- 老人ホームの入居契約
- 介護費用の支払い
- 医療契約
- 入院の手続き
- 入院費用の支払い



見人の同意なく財産を処分してしまっても取り消す権限がありません。

契約に関する代理権を与えます。委任を受けた人は、預貯金の払戻し、年金の受領、家賃や公共料金の支払い、医療・介護契約などで代理権を行使します。

■死後事務委任契約  
本人が亡くなった後の手続きについて、代理権を与える契約です。死後事務としては、役所への届け、葬儀・埋葬の手配、介護・医療費の支払い、介護施設・賃貸住宅の明け渡しなどがあります。

#### 安心プラス3つの契約

##### ■見守り契約

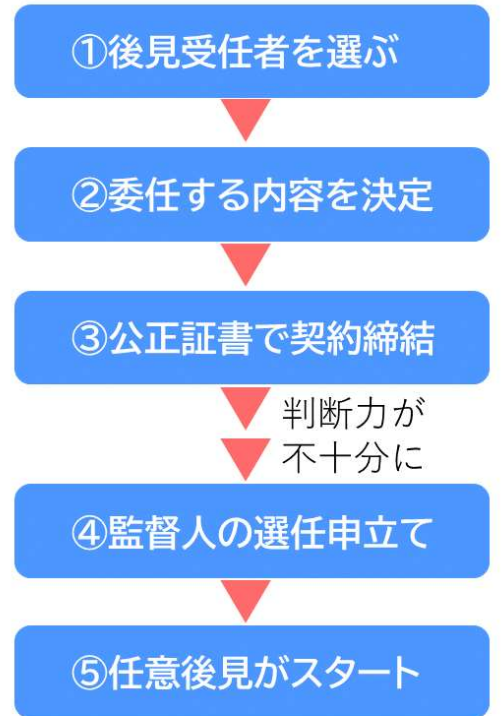
定期的に連絡や訪問をして健康状態や生活状況に変化がないか確認します。主に、任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約です。介護や医療に関する手配、消費者トラブルへの対応などについても契約で定める場合があります。

##### ■財産管理等委任契約

判断力はあるけれど、病気や高齢で体が不自由になったとき、信頼できる人に財産管理や

### 基礎からわかる任意後見

#### 任意後見開始までの流れ



### ①後見受任者を選ぶ

任意後見人になってもらう人(任意後見受任者)を選びます。資格は必要なく、一部の例外を除くと、成人であれば、だれでもなることができます。子供でも、孫でも、きょうだいでも、友人でもかまいません。1人でも複数でもOKです。親族や友人で適任者がい

なければ専門職に依頼します。士業者なら、行政書士、司法書士、弁護士などです。後見人の養成や指導監督を行う士業者団体から紹介を受ける方法があります。また、個人だけではなく、社会福祉法人やNPO法人といった法人も任意後見人になることができます。

### ②委任する内容決定

本人と受任者が話し合い、財産の管理や生活面の手配に関して、なにを委任するのか決めます。これは契約書に付ける代理権目録に反映させます。

代理権目録の標準的な書式を日本公証人連合会が公表しています。委任する内容を考える上で参考になります。必要な項目は加筆し、不要な項目は削除します。

契約の内容は、本人と受任者の合意があれば、法律に反しない限り、自由に決めることができます。

契約が発効するのは判断力が不十分になった後のことですので、それまでのこ

とも考えておきます。普段から会って話していないと、健康状態や判断力の変化を把握できません。判断力はあっても、体が不自由になり、財産管理ができなくなる心配もあります。亡くなった後の事務手続きも気がかりです。

こうした心配に対応する契約として、見守り契約、財産管理等委任契約、死後事務委任契約(\*左の別稿)があり、任意後見契約と合わせて締結するケースがあります。自分に必要かどうか検討してみましょう。

裏面に続く

# 契約に基づき 任意後見人が財産を守る

## ③公正証書で契約

表面から続く

本人と任意後見受任者の契約は公正証書にします。公正証書にしなければ任意後見契約は無効です。公正証書は、証拠としての力が強い書面です。裁判官経験者など法律に詳しい公務員である公証人という人が作成します。

本人と受任者が話し合い、契約の内容がある程度固まったら、公証人がいる

公証役場に連絡し、面接の予約を取ります。面接での相談の後、公証人が代理権目録付きの公正証書案を作成します。これについて、本人と受任者が改めて内容に過不足がないか協議し、修正したいことがあれば公証人に伝えます。

最終案ができたなら、本人と受任者が公証役場に行き、署名捺印して公正証書が完成します。

必要な書類は、本人と受

任者の印鑑登録証明書、住民票などです。本人について医師の診断書が求められる場合もあります。

任意後見契約の内容は東京法務局が管理している特別なファイルに登録されます。同法務局には公証人が通知しますので、本人が届出する必要はありません。

公正証書作成の手数料は1万1000円です。このほか法務局に納める印紙代2600円、登記嘱託手数料1400円などがかかります。専門職に依頼する場合は、別途費用が発生します。

任意後見チェック体制



任意後見人がちゃんと仕事をしているのか、2段階でチェックします。後見人は監督人に年に数回報告し、監督人は家庭裁判所に年1回の定期報告をします。監督人、家庭裁判所では、報告だけでなく、それを裏付ける通帳や領収書、固定資産評価証明書

財産任せで大丈夫？

なども点検します。後見人が不適切な財産管理をしたり、不正をはたらいたりすると、家庭裁判所は後見人を解任することができま。横領などがあれば刑事責任を問われます。

報酬額どのくらい？

任意後見人に対する報酬は契約で定めます。報酬は、任意後見がスタートした後に発生します。生涯、判断力が十分だった場合は契約は発効せず、報酬も不要です。見守りなど他の契約を結んでいる場合は、その報酬が必要です。後見人が親族のケースでは、無償の場合があります。士業者など親族以外が後見人の場合には、管

理する財産の額によって変わります。月2万円から5万円のことが多いようです。任意後見監督人にも報酬が発生します。この額は家庭裁判所が決め、月1〜3万円位です。

契約は解除できる？

任意後見がスタートする前は、公証人の認証を受けた書面によって、本人・受任者のどちらからでも、いつでも契約を解除できます。任意後見がスタートした後に後見人が辞任するには、家庭裁判所の許可が必要です。遠くに転居した、高齢や病気のため後見事務を続けるのが難しくなったといった正当な理由があることが条件です。

## ④監督人選任申立て

本人の判断力が不十分な状態になると、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立て、選任されると任意後見が開始します。選任されていない状態で開始することはありません。

任意後見監督人の仕事は、後見人の後見事務を監督することです。申立てできるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。ひ孫、おひめい、いとこは4親等内です。裁判所によっては、本人が監督人になってほしい人

を推薦することができます。しかし、その人が選ばれるとは限らず、専門職が選ばれるケースがあります。後見人に近い親族は監督人になれません。

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に行います。必要な書類は、申立書、成年後見用の診断書、任意後見契約公正証書コピー、財産目録などです。

申立てにかかる費用は、申立手数料が800円、登記手数料が1400円で、収入印紙を購入します。数千円の郵

任意後見監督人の選任申立て  
主な必要な書類(一般的な例)

- 申立書
- 診断書
- 任意後見契約の公正証書コピーと登記事項証明書
- 状況説明書
- 親族関係図
- 財産目録  
不動産登記事項証明書  
通帳コピー
- 収支一覧表
- 戸籍謄本  
(本人、申立人など)
- 住民票(同上)

便切手も必要です。原則、医師による鑑定は不要ですが、鑑定する場合は費用がかかります。

## ⑤任意後見スタート

任意後見人は、本人の健康状態や生活に気を配り、任意後見監督人と相談しながら、契約していた代理の仕事を実行します。

仕事としては、財産管理面では、預貯金の払戻し、自宅の管理など、手続き面では、病院の入院や介護サービスに関する契約などを行います。

任意後見が始まったら、まず、財産目録と収支予定表を作成し、1か月以内に監

督人に提出します。財産目録には、不動産、預貯金、株式、生命保険など財産のすべてを記載します。収支予定表には、年金などの収入、生活費・住居費などの支出の月額、収支の年間の合計額を記入します。

監督人に対する報告は、通常3、4か月に1回程度のペースで行います。報告では、預貯金通帳のコピー、10万円を超える支出の領収書なども提出します。介護



施設に入居した場合など収支が大きく変わるときは、収支予定表も提出します。金融機関には届出書を出します。届出には、任意後見人であることを証明する「登記事項証明書」が必要

名義の口座で管理し、自分の財産との混同しないようにします。額にかかわらず領収書を保管することが大切です。

支出は、本人のためのものに限られます。日常生活費、介護費用、税金などは支出が認められますが、親族への贈与や貸付は認められません。慶弔費は常識的な額なら支出できます。

重要な財産を処分するときは、事前に監督人に相談します。不動産の売却・賃貸借設定、生命保険の解約などがこれに該当します。

身近で気軽な相談所

TEL 0744-38-9344

相続

遺言

後見

のことなら 行政書士中園事務所

〒634-0005 橿原市北八木町1丁目6-12-202

近鉄大和八木駅徒歩3分



メールでのお問い合わせなどはこちらへ